

第32回農業委員会総会議事録

平成29年8月7日(月)

射水市役所大島分庁舎大会議室

射水市農業委員会

議 事 日 程

- 1 議事録署名委員の指名
- 2 会 期 の 決 定
- 3 報 告
- 4 議 事

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議事録署名委員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 報告(報告第121号から第124号)
日程第4 議事(議案第112号から第114号)

委員及び出欠委員の氏名

議 長 舟木 康眞

委員の定数 25名
委員の現在数 25名

出 席 委 員 (2 4 人)

1 番	若林 俊明	2 番	横山 實
3 番	森田 啓介	4 番	松山 宗則
5 番	舟木 康眞	6 番	永森 薫
7 番	明石 茂	8 番	前田 進
9 番	土合 正夫	10 番	城石美枝子
11 番	山谷 孝芳	12 番	村上 利之
13 番	前田 光春	14 番	熊西 忠治
16 番	石庭 文男	17 番	川西喜一郎
18 番	山下 隆之	19 番	杉本 周平
20 番	堀 清範	21 番	堀 正
22 番	石井 寿男	23 番	前花 敏子
24 番	竹島 信義	25 番	佐伯 瑞穂

欠 席 委 員 (1 人)

15 番 水元 睦雄

議事日程

第1 議事録署名人の指名

- 第2 報告第121号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について
報告第122号 農地等第4条第1項第7号の規定による届出の受理について
報告第123号 農地等第5条第1項第6号の規定による届出の受理について

報告第 124 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知等について

議案第 112 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 113 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 114 号 農用地利用集積計画の決定について

事務のために出席した事務局職員

射水市農業委員会事務局

事務局長 片岡 幹夫 局長補佐 堀 修二

主 査 田中 良仁

射水市農林水産課

課長補佐 西尾 哲 主 任 黒梅 康弘

会議の概要

開会時刻 午後 2 時 0 3 分

議長（舟木会長）

ただいまから、第 3 2 回の射水市農業委員会総会を開会いたします。

本総会は出席委員が定足数に達しておりますので、本総会は成立しておりますことをお知らせします。

それでは、これより本日の会議を開き、直ちに日程に入ります。

議事録署名委員の指名

議長（舟木会長）

それでは、日程第 1 議事録署名委員の指名を行います。

本総会の議事録署名委員は、会議規則第 21 条の規定により、議長において「18 番 山下委員」「19 番 杉本委員」をそれぞれ指名します。

以上で日程第 1 を終わります。

会 期 の 決 定

議長（舟木会長）

次に、日程第 2 の会期の決定についてお諮りします。

本定例会の会期は、本日 1 日とすることに異議ありませんか。

（「異議なし」の声起る）

議長（舟木会長）

異議なしと認め、会期は、本日 1 日とすることに決定します。

以上で日程第2を終わります。

報 告

議長（舟木会長）

次に、日程第3 報告事項に入ります。

（報告第121号の説明）

議長（舟木会長）

報告第121号農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(堀)

議案書により説明。

議長（舟木会長）

以上で事務局の説明が終わりました。

これより、各案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声起る）

議長（舟木会長）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。

各案件について、ご了知をお願いします。

（報告第122号の説明）

議長（舟木会長）

次に報告第122号農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理について議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(堀)

議案書により説明。

議長（舟木会長）

以上で事務局の説明が終わりました。

これより、各案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声起きる)

議長(舟木会長)

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。

各案件を農業委員会会長専決規程第2第2号の規定により専決処分いたしましたので、ご了知をお願いします。

(報告第123号の説明)

議長(舟木会長)

次に報告第123号農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(堀)

議案書により説明。

議長(舟木会長)

以上で事務局の説明が終わりました。

これより、各案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

杉本委員

案件の譲受人は県外の人だが本当に家を建てるんですか。

事務局(堀)

住宅建設予定で届出がでています。

議長(舟木会長)

他にありませんか。

(「なし」の声起きる)

議長(舟木会長)

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。

各案件を農業委員会会長専決規程第2第2号の規定により専決処分いたしましたので、ご了知をお願いします。

(報告第124号の説明)

議長(舟木会長)

次に報告第124号農地法第18条第6項の規定による通知等について

議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(堀)

議案書により説明。

議長(舟木会長)

以上で事務局の説明が終わりました。

これより、案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

堀正委員

何の契約の解除が分かるようにしてもらいたい。

事務局(堀)

根拠法令等が分かるよう様式の見直しを検討します。

議長(舟木会長)

他にありませんか。

(「なし」の声起きる)

議長(舟木会長)

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。

各案件について、ご了承をお願いします。以上で日程第3を終わります。

議長(舟木会長)

次に日程第4本総会に提案した各議案を議題としてお諮りします。

各位には、慎重審議の上、適正な議決をお願いします。

(議案第112号説明・表決)

議長(舟木会長)

それでは、まず議案第112号農地法第3条の規定による許可申請について議題としてお諮りします。

それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(堀)

議案書の5ページをご覧ください。

今回は1件ございます。

【議案第112号について議案書をもとに朗読】

今回申請のあった
1 番については、経営規模拡大によるものです。以上です。

議長（舟木会長）
事務局の説明が終わりました。
これより本議案について質疑に入ります。
質疑のある方は、挙手のうえご発言をお願いします。
質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）
質疑なしと認めます。
これにて質疑を終結いたします。
それでは、本議案を直ちに採決いたします。
議案第 1 1 2 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（舟木会長）
全員挙手です。
よって、議案第 1 1 2 号農地法第 3 条の規定による許可申請についてを許可相当と認めることに賛成することに可決いたしました。

（議案第 1 1 3 号説明・表決）

議長（舟木会長）
次に、議案第 1 1 3 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について議題としてお諮りします。
それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(堀)
議案書 6 ページの議案第 1 1 3 号をご覧ください。
今月の農地法第 5 条の許可申請は 2 件でございます。
それでは、議案書に基づき説明いたします。

【議案第 1 1 3 号を議案書をもとに朗読】

1 番は駐車場
2 番は住宅敷地としての転用申請です。

議長（舟木会長）

事務局の説明が終わりました。
これより地域の委員の意見を求めます。

議長（舟木会長）

1 番については事務局より説明をお願いします。

事務局（堀）

議案第 1 1 3 号の 1 番について説明します。

申請人は 市在住ですが 市内で薬品の原料になる の栽培を予定しております。しかし栽培に関して多くの人手が必要となりますが駐車スペースがありません。そこで駐車場と農作業スペースを確保するため、申請地を今回、転用申請するものであります。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会並びに関係者の同意も得られております。

議長（舟木会長）

2 番については明石委員より説明をお願いします。

明石委員

議案第 1 1 3 号の 2 番について説明します。

譲受人は地権者の で両親と同居しています。

現在、実家には長男夫婦も同居しており、手狭な状態となっています。実家の家事協力も考え、周辺で土地を探しましたが適当な土地が見つからないので実家に隣接する農地を転用することとしました。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、生産組合並びに関係者の同意も得られております。

議長（舟木会長）

以上、地元委員より意見を述べていただきました。それでは本議案に関する説明を事務局に求めます。

事務局(堀)

議案第 1 1 3 号について説明します。

1 番については申請地が 10ha 以上の一団の農地の区域内にある農地であることから、これを 1 種農地と判断します。転用目的は駐車場であり規模、必要性からもやむを得ないと判断します。

2 番については申請地が市街化傾向区域内にある農地であることから、これを 2 種農地と判断します。

転用目的は住宅敷地で集落にも接続しており、規模、必要性からも問題ないと判断します。

議長（舟木会長）

事務局より農地法に基づく転用許可の検討事項について説明がありましたが、本議案に関する質問等はありませんか。

(「なし」の声起きる)

議長(舟木会長)

質問なしと認め、直ちに採決します。

議案第113号農地法第5条第1項の規定による許可申請について許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長(舟木会長)

全員挙手であります。

よって、議案第113号については、許可相当と認め、富山県知事あてに送付することに可決されました。

(議案第114号説明・表決)

議長(舟木会長)

次に、議案第114号 農用地利用集積計画の決定について議題としてお諮りします。

本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(黒梅)

今月の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による案件は1議案1件です。

【議案書に基づいて、農用地利用集積計画(案)の内容を説明】

事務局(黒梅)

以上、計画申請の内容は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。

議長(舟木会長)

只今、事務局より説明がありましたが、本議案に関する質問等はありませんか。

(「なし」の声起きる)

議長(舟木会長)

質疑なしと認め、直ちに採決します。

議案第114号 射水市農用地利用集積計画の決定については、原案のど

おり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 (舟木会長)

挙手全員であります。

よって、議案第 1 1 4 号射水市農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり決定することに可決されました。

議長 (舟木会長)

以上をもって本総会に提出いたしました案件はすべて終了しました。

委員各位には何かとご多忙の折にも関わらず終始熱心に審議にあられたことに感謝を申し上げます。

以上をもって本日の第 3 2 回総会を閉会します。

閉会時刻 午後 2 時 5 0 分

その他報告事項

次回開催場所と時刻について

- ・ 総会開催日 9月7日(木)午後2時から
射水市役所大島分庁舎大会議室

平成 28 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び平成 29 年度の目標及びその達成に向けた活動計画について

農業委員視察研修会の精算金の徴収について

配布資料

- ・ のうねん 7 月号

議 長 舟木 康眞

署名委員 山下 隆之

署名委員 杉本 周平

第三十二回農業委員会総会議事録

縦覧中

縦覧期間

自 平成二十九年八月十日
至 平成二十九年八月三十一日